

## バケツトから転落・死亡！

“高所作業車”の使い方を再確認！

—— 作業計画、安全带など、関係法令を再点検 ——

☆ 平成18年12月5日、大崎市古川台町の市道において高圧電線の張替工事中、高所作業車のバケツトから転落して死亡するという災害が発生しました。被災者は電気設備工事会社の電工（24歳）です。

★ 現時点までに当支部が把握した情報によると、発生状況は次のとおりです。（詳細不明のため、解かりにくい部分もありますが把握したまま記載します。）

- 古い電線を新しい電線に張り替える工事で、被災者は高所作業車のバケツトの中（地上高11.7m）で本線の誘導作業をしていた。
- 古い線と新しい線を結ぶためのワイヤーと古い線との結び目が延線ローラー部に引っかかり、結び目がほどけて、誘導していた被災者が新しい線に引っ張られるようにしてバケツトから転落した。

☆ 労働安全衛生規則では、高所作業車を用いて作業をする際に遵守すべき事項として、第194条の8から第194条の28までを規定しています。

とりわけ、194条の9「作業計画」、同10「作業指揮者」、同22「安全带等の使用」などが本件災害に関係が深いと考えられます。

★ 電気工事、造園工事、その他高所作業車を使用する業種は少なくありません。

使用される場合は、前述の規則条文と操作者の資格について再確認し、同じような災害を繰り返さないようにしてください。

□ この災害で県内建設業の今年の死亡災害は6名になってしまいました。間もなく年末です。会員各社におかれては現場の「リスクアセスメント」をもう一度実施され、危険をなくしてお仕事を進めるようお願いします。